

令和3年4月1日

三和運輸機工株式会社
代表取締役 中山 慎



活動期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

三和運輸機工株式会社は輸送の安全を確保するため、以下の基本方針に則り、社長以下全従業員が
一丸となって、取り組んでまいりました令和2年度の結果と令和3年度の取り組みについて報告致します。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- A 安全最優先の職場（安全は全てに優先する）
 - B 法令の遵守（今年度も継続して拘束時間の遵守を重点とする）
 - C 荷主及びお客様の構内規則の遵守及び構内事故の撲滅
 - D 運輸安全マネジメント体制の継続的改善（Plan, Do, Check, Actを確実に実施）
- 輸送の安全の確保は、事業経営の根幹であり、企業の社会的責務でもある。

2. 輸送の安全に関する目標と実績

令和2年度実績

	交通事故件数 注1)						全事故件数 注2)			
	人身目標	実績	物損目標	実績	発生率 注3	結果	目標	実績	発生率 注3	結果
川崎支店	0件	0	0件	0	0.00	達成	1件以下	0	0.00	達成
白井事業所	0件	0	1件以下	1	0.07	達成	5件以下	9	0.93	未達
浦安支店	0件	0	0件	1	0.43	未達	1件以下	1	0.43	達成
鹿島事業所	0件	0	0件	0	0.00	達成	1件以下	0	0.00	達成
新潟支店	0件	0	1件以下	2	0.07	未達	8件以下	15	0.54	未達
白根事業所	0件	0	1件以下	0	0.00	達成	7件以下	5	0.58	達成
静岡事業所	0件	0	0件	0	0.00	達成	2件以下	2	0.35	達成
全社(合計)	0件	0件	3件以下 (0.05件以下 /10万km)	4件	0.07	未達	25件以下 (0.40件以下 /10万km)	32	0.54	未達

注1) 交通事故件数を人身事故と物損事故に分類して表記している。

注2) 全事故件数とは：交通事故、物損事故、自損事故、労災事故、荷物事故、構内事故等全ての加害事故

注3) 発生率とは：10万km走行当りの事故発生件数を示す 令和2年度年間走行距離＝5,909,212km/車両118台)

令和3年度目標値

	交通事故件数 (発生率)		全事故件数 (発生率)
	人身事故	物損事故	
川崎支店	0件	0件	1件以下
白井事業所	0件	1件以下	5件以下
浦安支店	0件	0件	1件以下
鹿島事業所	0件	0件	1件以下
新潟支店	0件	2件以下	10件以下
白根事業所	0件	0件	5件以下
静岡事業所	0件	0件	2件以下
合計(全社)	0件	3件以下 (0.05件以下/10万km)	25件以下 (0.4件以下/10万km)

(10万km当たりの事故発生率は前年度を継続)

令和2年度は全社として目標値に対し、未達となった。

令和3年度もコロナ禍の中でも安全会議は予定通り実施し、目標値を達成すべき指導・教育を実施致します。

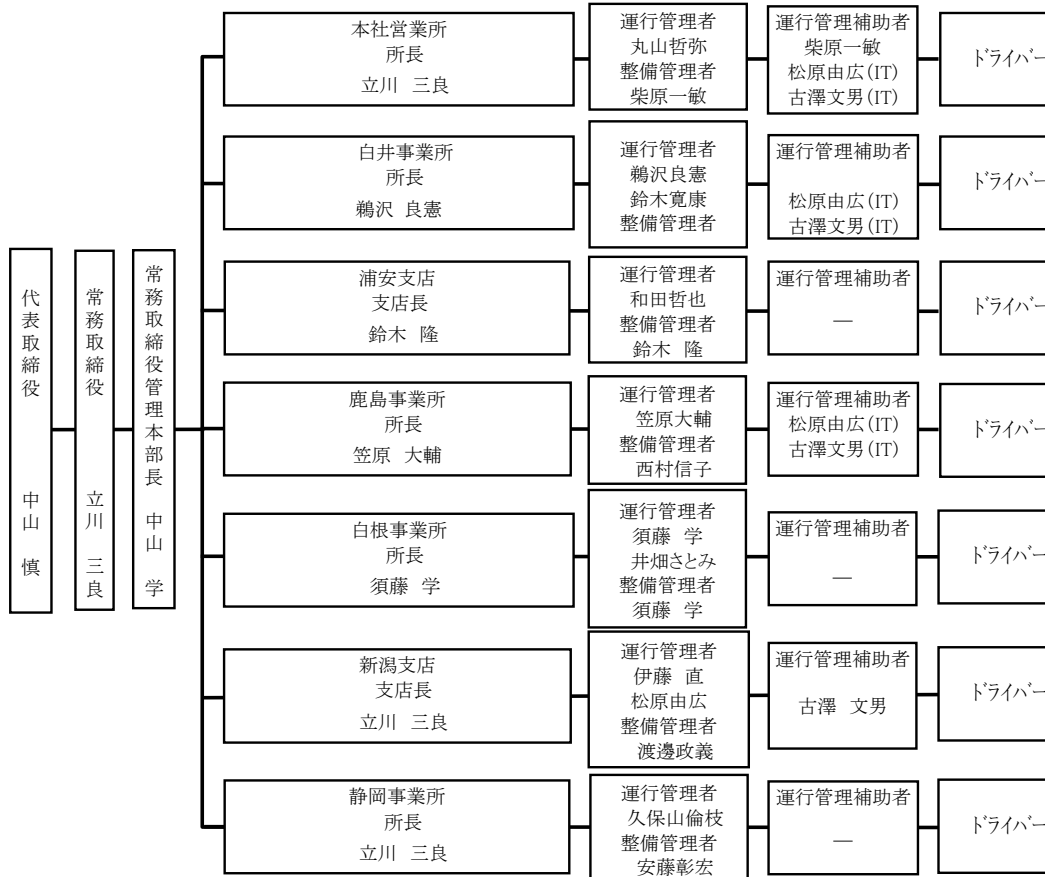
3. 自動車事故報告規則第2条に関する重大事故(加害事故)

全社(実績)	令和2年度目標	実績	結果
		0件	0件

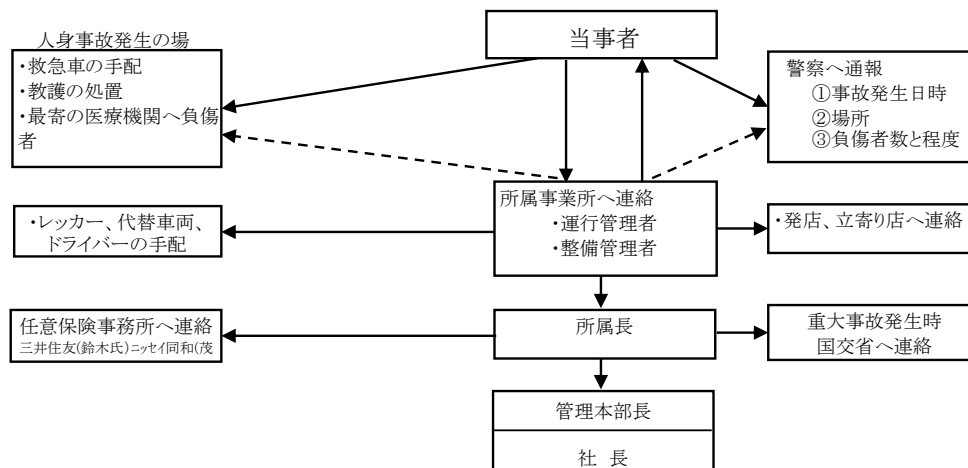
全社(目標)	令和3年度目標
	0件

自動車事故報告規則第2条に関する事故は、絶対に起こさない事が企業の根幹と捉え各支店及び事業所の全員が一致団結し、加害事故0件を継続致します。

4. 輸送の安全に関する組織体制



5. 事故・災害等に関する報告及び連絡体制



- ①当事者は人命救助を最優先とし、救急車の手配、救護処置などを行う。
- ②警察に通報する。(加害事故の場合は被害者へ責任者が電話等で謝罪を行う)
- ③所属する支店や事業所へ報告し、上長の指示を受ける
- ④支店長、所長及び運行管理者はレッカー、代替車両など必要な手配を行い
荷物の延着が予想される場合には関係会社等へ連絡をとる。
荷主にも連絡し、対応処置をとる
- ⑤各支店や事業所の長は管理本部長に報告する(事故報告書の速報を添えること)
- ⑥管理本部長は社長へ報告する
- ⑦重大事故は国交省(当該運輸支局)へ報告する

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 支店長及び所長

- ・毎月1回以上、各支店、事業所毎に従業員を集め輸送の安全に関する「安全会議」を開催すると共に、下記教育カリキュラムを基本に年間教育スケジュールを作成する。
- ・構内/現場での事故が多く発生していることから、原因を分析・特定し、適切な対策を講じる。実施した対策は効果の確認を行い、効果が確認出来るまで繰り返し実施する。
- ・適正診断を定期的に全乗務員に受診させる。
- ・従業員の拘束時間を管理し、法定時間を全員が守るよう指導管理する。

(2) 運行管理者

- ・積込/荷下し指示書を発行時に客先の構内規則や構内情報を指示する。
- ・各事業所の運行管理者(含む補助者)は運転日報(デジタコ)から、決められた安全運転やエコ運転が実践されているか確認し、必要に応じて指導教育を行う。
- ・乗務員の拘束時間を管理し、法定時間を全員が守るよう指導管理する。

(3) 整備管理者

- ・日常点検が適切に実施されているか実務確認を定期的に行う。
- ・法定点検整備がスケジュール通り実施されているか確認を行う。

(4) 安全担当者(管理本部)

- ・各事業所の「安全会議」実施時に下記教育資料をベースに各支店長又は所長と教育内容を相談の上、教育を実施又は支援する。
必要に応じて外部講師による教育を計画し、実施する。

7. 教育カリキュラム

教育カリキュラム	参考資料
1. トラックを運転する場合の心構え 交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる 資料「トラックドライバーの心構えと心得」	事故統計データ 全ト協及び自社資料
2. トラックの運行の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項 規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明し確認させる。	全ト協及び自社資料
3. トラックの構造上の特性 トレーラーを運転する際に注意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転をさせる	全ト協及び自社資料
4. 貨物の正しい積載方法 軸重違反を防止する為の積載方法を理解させる。	全ト協及び自社資料
5. 過積載の危険性 荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける罰則、処分及び措置を理解させる	全ト協/自社資料
6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 ・危険物に該当する貨物及び運搬前の安全確認について理解させる	全ト協/自社資料
7. 適切な運行経路と及び当該経路における道路及び交通状況 ・運行指示時に適切な運行経路及びその経路の道路及び交通状況を理解させる	全ト協/自社資料
8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ・注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する ・降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる 資料「危険予知トレーニング(KYT)」で討議	全ト協/自社資料
9. 運転者の運転適性に応じた安全運転 適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる	全ト協
10. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法 ・医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる ・規定に基づく運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる	全ト協/自社資料
11. 健康管理の重要性 ・ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる	全ト協/自社資料
12. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転法 ・安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる	メーカー資料
13. 新入社員(乗務員)教育の再構築 ・各事業所毎に作成している教育カリキュラムでOJT実施内容を再構築する。	自社資料

注)トラックの初任運転者については、安全運転実技指導を20時間以上実施します。

以上